

違反対象物の公表制度

運用開始予定

平成31年4月1日

公表制度とは

利用者が建物を安心して、安全に利用していただくために消防法違反情報をホームページ上などで公表する制度です。

公表内容とは

- 1 建物名称
- 2 建物所在地
- 3 消防法令違反の内容

公表する建物は？

百貨店・店舗・飲食店・遊技場・集会場等・ホテルなど不特定多数の方が出入りする建物や病院、社会福祉施設など一人で避難するのが困難な方が利用する建物などが対象

対象となる消防法違反とは

スプリンクラー設備
屋内消火栓設備
自動火災報知設備
が設置されていない重大な消防法令違反のある建物

立入検査
実施

法令違反

スプリンクラー設備未設置
屋内消火栓設備未設置
自動火災報知設備未設置
の場合
通知（指導書交付）

通知後

14日間
経過しても違反が
改善されない場合

ホーム
ページ
上など
で公表

問合せ先

大館市消防本部 ・ 消防署
予防課 防災指導係

TEL 0186-43-4151

FAX 0186-43-4150

Mail odate-fd@guitar.ocn.ne.jp